

「施策」総括票

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり	
施策	②DV防止対策等の充実		120頁
対応する 主な課題	○沖縄県においてはDVIに関する相談件数は年々増加傾向にあり、また、裁判所が発令する保護命令件数は、10万人当たりで換算すると沖縄県は全国1位であり、本県のDV被害の状況は深刻化していることから、相談体制の拡充と強化を図る必要がある。		
関係部等	環境生活部、福祉保健部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成24年度				
主な取組		決算見込額	推進状況	活動概要
○相談体制の強化				
1	DV被害者等支援事業	9,857	順調	○DV防止広報啓発講座及び講演会、及び関係機関とのDV連絡会議を実施した。(1) ○DV加害者更生相談窓口を開設した。(2)
2	DV加害者対策事業	4,788	順調	
○未然防止対策等の充実				
3	DV被害者対策事業	6,822	順調	○高校生デートDV予防講座、性暴力・性犯罪被害者のためのフリーダイヤル相談窓口の開設(1月)、及び中学生を対象とした性犯罪未然防止講座を実施した。(3~5)
4	DV対策事業	2,971	順調	
5	性犯罪被害者支援事業	6,138	順調	
○DV被害者への支援				
6	女性相談所運営費	44,021	順調	○DV被害者への支援の拡充強化を図るため、配偶者暴力相談支援センターの設置促進等による相談体制の強化、保護命令や住宅支援等の自立に向けた支援等を総合的に実施したが、ステップハウス運営数は計画の10室に対し2室にとどまった。(6~9)
7	DV対策総合支援事業	5,441	順調	
8	被害者自立支援対策	5,301	順調	
9	ステップハウス運営事業	8,327	大幅遅れ	

様式2(施策)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	配偶者暴力相談支援センター設置数	6カ所 (23年)	6カ所 (24年)	10カ所	-	210カ所
	状況説明	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律において努力義務となっており、平成24年度は、配偶者暴力相談支援センターを新たに設置する市町村はなかったが、沖縄県におけるDV相談件数等の増加傾向等の状況に鑑み、引き続き市町村に対してセンターの設置を促していく。 夜間の相談窓口、男性相談の窓口開設により、DV被害を含む様々な相談ニーズに対応が可能となったことや、DV加害者更生相談窓口の開設により、DV加害者の意識改革へのきっかけを作ることができたため、DV再発防止へ繋がっているものと見込まれる。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
高校生対象デートDV講座実施校	9校 (22年度)	9校 (23年度)	10校 (24年度)	→	-
DV防止広報啓発講座数	10回 (22年度)	10回 (23年度)	10回 (24年度)	→	-
性暴力未然防止講座実施校	11校 (22年度)	11校 (23年度)	11校 (24年度)	→	-

III 内部要因の分析 (Check)

○相談体制の強化

・DV連絡会議では、各関係機関におけるDV相談の件数の報告等、現状の対応について情報を提供し、次年度へ向けての調整を行っているが、会議の開催時期を早め、早期に情報共有することで、各担当者との連携強化を図る必要がある。

○未然防止対策等の充実

・高校生対象デートDV講座により、若年者に対するDV未然防止への意識啓発を行うことができたが、講座未実施の高校もあるため、引き続き講座の実施が必要である。

・性暴力・性犯罪被害者は、肉体的・精神的にも大きな被害を受けることから、早期の支援のため多岐にわたる関係機関の連携が必要である。

○DV被害者への支援

・女性相談所では年々DV相談件数等が増加傾向にあるため、相談体制の拡充や適正な人材の確保とともに、今後は、保健師など専門的な人材の配置も検討する必要がある。

・沖縄県におけるDV相談件数等は増加傾向にあることから、県全体でDV相談体制の拡充と強化を図る必要がある。その対応策として、市町村に対して配偶者暴力相談支援センターの設置を促していく必要がある。

・各事業を効果的に実施して目標を達成するためにも関係機関と連携しながら、支援対象者への各種施策の周知及びニーズを把握する必要がある。

・ステップハウス運営事業による支援は、女性相談所の一時保護を退所するDV被害者の希望により支援を実施するため、対象者に対して事業の周知を図る必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

○相談体制の強化

- ・DV法に基づく保護命令件数が、全国と比較して未だ多く、また、相談件数も増加傾向にあるため、引き続き、DV被害者支援及びDV防止策が必要である。
- ・加害者の意識が変わらなければDV問題はなくならないため、更生の意志のある加害者に対してはDV加害者更生相談窓口の役割が重要である。よって、DV加害者更生相談の目的及び窓口の広報を広く一般県民に対し行う必要がある。

○未然防止対策等の充実

- ・性暴力被害者未然防止のため、若年者への性暴力防止の意識啓発が必要である。
- ・性暴力・性犯罪被害者を支援するためには、医療機関、警察、司法機関及び各相談機関との連携を容易にするワンストップセンター等の総合的支援窓口の開設が必要である。

○DV被害者への支援

- ・本県では、配偶者からの暴力についての相談件数が年々増加傾向にあり、人口10万人当たりの保護命令発令件数が全国1位であること等から、DV被害の状況については深刻化していると考えられる。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○相談体制の強化

- ・DV連絡会議の開催時期を1月から11月に早めることで関係機関・団体間のなお一層の連携を図り、引き続き、相談事業によるDV被害者支援及びDV防止広報啓発講座や講演会などのDV防止策を行うとともに、DV被害者支援施策の広報の充実を図る。
- ・DV加害者更生相談を実施するとともに、DV加害者更生相談窓口の広報については、広報用のカードを県内のコンビニエンスストア等へ設置することで充実させる。

○未然防止対策等の充実

- ・高校生対象デートDV講座未実施の高校に対するデートDV講座を実施する。
- ・職務関係者及び一般県民向けのDV講座及びDV講演会等を引き続き開催し、継続した広報啓発に努める。
- ・性暴力被害未然防止対策として、引き続き若年者への講座等の実施を行う。また、性暴力被害者ワンストップ支援センター(仮称)の開設に向け、関係機関・団体等で構成する会議を設置し、開設に向けた検討を行う。

○DV被害者への支援

- ・女性相談所において、相談体制の拡充や適正な人材の確保に努めるとともに、保健師など専門的な人材配置の検討及び調整を行う。
- ・効果的なDV被害者支援が行えるよう、県と市町村でその役割分担を整理しながら連携し、それぞれの施策を総合的に進捗管理していく。また、県は市町村に対し、DV被害相談等を行う配偶者暴力相談支援センターの設置の促進を図る。
- ・適切な施策を実施できるよう、広報や調査等を行うなど、支援対象者への各種施策の周知とニーズの把握を行っていく。
- ・ステップハウス運営事業においては、女性相談所と連携し支援対象者への周知を行う。